

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第3の2の(1)のアの農林水産省
経営局金融調整課長が別に定めるものについて

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)のアの農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等を含む。)

附 則(令和3年1月28日付け2経営第2738号)
この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則(令和3年3月29日付け2経営第3407号)
この通知は、令和3年4月1日から施行する。